

# 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）に関する届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8時 昼食：12時 夕食：18時以降）適温で提供しています。

## ～入院時の食事代と居住費の自己負担額～

入院中の食事代(1食あたり)と居住費(1日あたり)の生活療養費（Ⅰ）標準負担額は下表の額になります。

2階病棟・新館3階病棟・新館4階病棟に入院の患者様、64歳以下の本館3階病棟に入院の患者様は食事代のみの負担で、居住費の負担はございません

| 70歳未満<br>所得区分（※1）      | 70歳以上<br>所得区分（※1） | 生活療養費（Ⅰ）標準負担額                 |               |
|------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------|
|                        |                   | 1食あたりの<br>食事標準負担額             | 1日あたりの<br>居住費 |
| 上位（区分ア、イ）<br>一般（区分ウ、エ） | 現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ<br>一般   | 490円                          | 1日 370円       |
| 低所得（区分オ）               | 低所得区分Ⅱ            | 230円（90日以内の入院）                |               |
|                        |                   | 180円（90日を超える入院）               |               |
|                        |                   | 140円<br>（本館3階病棟入院の方）          |               |
| /                      | 低所得区分Ⅰ            | 110円<br>（それ以外の病棟に入院の方）        |               |
|                        |                   | 指定難病患者<br>（指定難病患者・小児慢性特定疾病患者） | 280円          |

※1 保険証資格情報、所得区分につきましては、患者様の同意のもと、オンラインにて確認させていただきます。

万が一、オンラインで情報取得が出来なかった場合は、患者様または、ご家族様にて取得のお手続きが必要になります。

★ 重度心身障害・高齢重度障害者の福祉医療受給者証をお持ちの方については食事代の窓口自己負担額が必要となります。